

横浜スマートビジネス協議会の会員募集について

1 横浜スマートビジネス協議会の概要

(1) 横浜スマートビジネス協議会の目的

横浜スマートビジネス協議会（以下「本会」という。）は、横浜スマートシティプロジェクト（以下「YSCP」という。）実証実験の知見を活かし、発展させる公民連携のプラットフォーム運営に係る課題事項等を協議することで、次の各号に掲げる事項を達成することを目的とする。

- ア YSCP 実証実験の成果を生かし、横浜市の低炭素化、安全・安心都市づくりの推進
- イ アに対する、市民認知度向上に向けての活動
- ウ 地域としてのスマート関連ビジネスが自律的に活性化できるような支援

(2) 設立日・期間

平成27年4月1日から令和6年3月31日まで

（平成30年、令和3年に3ヵ年ずつ延長）

(3) 参画会員

ア 幹事会員

アズビル株式会社、大成建設株式会社、東京ガス株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、東芝エネルギーシステムズ株式会社、みなとみらい二十一熱供給株式会社、株式会社明電舎、横浜市（敬称略・五十音順）

イ 一般会員

株式会社 IHI、株式会社 e-Mobility Power、オリックス株式会社、清水建設株式会社、高砂熱学工業株式会社、東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社、東京都市サービス株式会社、日産自動車株式会社、日本電信電話株式会社、パナソニック株式会社、三井不動産株式会社、三菱地所株式会社、三菱日立パワーシステムズ株式会社、株式会社横浜国際平和会議場（パシフィコ横浜）、株式会社横浜都市みらい、横浜熱供給株式会社（敬称略・五十音順）

(4) 会員種別

本会の会員の種別は、幹事会員と一般会員とする。

- ア 「幹事会員」とは、設立時会員に加え、本会の目的に賛同して入会し、本会のために役員及び幹事を選出する会員をいう。

「幹事会員」は、本会の運営方針・意思決定に関わり、本会の目的を達成するために計画を策定し、起案した個別プロジェクトを審査・承認決議を受けて推進する。

なお、原則運営会は年2回、幹事会は月1回の開催とし、選出された役員及び幹事は、運営会または幹事会に出席する。

- イ 「一般会員」とは、本会にて YSCP に参画する会員をいう。

「一般会員」は、本会の目的を達成するために、個別プロジェクトを起案し、必要に応じて該当する補助制度への申請を共同で行うことができる。

なお、個別プロジェクトの起案にあたっては、幹事会での審査・承認決議を受ける。

(5) 会費

本会は、会費を徴収しないこととする。

(6) 事務局

横浜市は、事務局を設けることとし、協議会長がこれを統括するものとする。

協議会長は、横浜市が選出する役員とする。

2 会員の募集について

(1) 募集の概要

ア 募集期間：

【令和3年6月1日(火曜日)13時】から【令和3年6月14日(月曜日)13時】まで（終了）

※次回の募集については、決まり次第ホームページ上にてお知らせします。

イ 応募条件

本会の目的に賛同し、本会が取り組むプロジェクトの推進に参画する企業・団体

ウ 応募資格

- (ア) 法人税、市民税等を滞納していないこと
- (イ) 会社更生法、民事再生法の手続き中でないこと
- (ウ) 横浜市の入札参加の制限を受けていないこと
- (エ) 次のいずれかに該当しないこと
 - a 横浜市暴力団排除条例（以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団
 - b 入会希望団体の代表者又は役員のうち、暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員に該当する者があること

エ 応募方法

本会に入会を希望する団体（以下「入会希望団体」という。）は、幹事会員（設立時会員）の入会推薦書を添付した入会申込書を事務局に提出してください。

オ 入会可否

エの書類の提出を受けた日の翌日以降に開催される幹事会にて、入会希望団体の入会の可否を決議します。

カ 本市への入会推薦依頼の受付期間：

【令和3年6月1日(火曜日)13時】から【令和3年6月14日(月曜日)13時】まで

※ 入会申込書提出よりも期間が短くなっておりますのでご注意ください。

キ 提出方法

入会申込書及び入会推薦依頼書の提出は、下記の間合せ先に事前電話連絡の上、持参してください。（郵送等は不可とします。）

(2) 質問及び回答

ア 質問の受付期間：

【令和3年6月1日(火曜日)13時】から【令和3年6月10日(木曜日)13時】まで（終了）

イ 質問及び回答の方法

- (ア) 募集全般に関する問合せは、「質問票」（横浜市本課ホームページよりダウンロード）を利用の上、電子メールにて受け付けます。

- (イ) 電子メールの件名（題名）は、「横浜スマートビジネス協議会入会に関する問合せ」として下さい。
- (ウ) 問合せに関する回答は、公平を期すため、横浜市本課ホームページ上で行います。
- (エ) 電子メール以外での問合せには、お答えできません。

(3) その他

ア 応募書類の取扱い

- (ア) 横浜市は、応募書類を会員の入会に関わる公表以外に提出者に無断で使用しません。
- (イ) 応募書類は、返却しません。
- (ウ) 応募書類の著作権は、提出者に帰属します。
- (エ) 申請内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている方法等を使用した結果生じた責任は提出者が負います。
- (オ) 横浜市が提供する資料は、本会に関する検討以外の目的で使用することはできません。

イ 問合せ先

横浜市温暖化対策統括本部プロジェクト推進課

住所： 横浜市中区本町6-50-10 横浜市庁舎 24階

電話： 045-671-4155 FAX： 045-663-5110

e-mail： on-ysba@city.yokohama.jp